

キャリア決済代行サービス利用規約

第1条 適用関係

本キャリア決済代行サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、会員がキャリア決済代行サービスを利用する場合に、PAY-CHORUS 利用規約（本規約とあわせ、「本規約等」といいます。）とともに適用されるものとします。PAY-CHORUS 利用規約で定める定義は、本規約にも適用されるものとし、PAY-CHORUS 利用規約と本規約の内容が相反する場合、本規約の内容が優先して適用されます。

第2条 キャリア決済代行サービスの内容

当社は、本規約等で特段の定めがある場合を除き、会員に対し、キャリア決済代行サービスとして、決済会社との取引に関する以下の各号に定めるサービスの全部又は一部を提供するものとします。ただし、提供されるサービスは、会員が選択した決済手段に限るものとします。

- (1) 決済手段の利用申込に関するサービス
- (2) 決済手段の利用に関する契約の締結（将来締結される契約を含むものとします。）及びこれに付随する合意に関するサービス
- (3) 決済会社に対する各種申請、届出及び報告に関するサービス
- (4) 決済代金に関する売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡を含むものとします。）、売上承認及び売上取消等に関するサービス
- (5) 決済代金に関する債権譲渡及び立替払い等に関するサービス
- (6) 決済代金に関する債権買戻及び支払取消し又は留保等に関するサービス
- (7) 会員が決済会社から受領すべき金銭の代理受領に関するサービス
- (8) 決済会社からの問い合わせ及び決済会社への問い合わせ対応に関するサービス
- (9) その他、決済手段の利用に関して、決済会社と当社との合意において当社が代行すべきとされる一切のサービス

第3条 包括代理権等

会員は、当社に対し、次の各号に定める事項を、当社が会員の代理人として決済会社及びこれに準ずるキャリア決済代行サービスを提供するために必要な会社との間で包括的に代理する権限を付与するものとします。会員は、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。

- (1) 会員が決済会社から決済手段の提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含みます。）の締結及びこれに付随する合意に関する一切の行為

- (2) 決済手段に係るシステムの構築及び維持
- (3) 決済会社に対する各種申請、届出及び報告並びに情報連携等に関する業務
- (4) 決済会社への売上請求承認、売上承認及び売上取消等請求等に関する業務
- (5) 決済代金に関する債権譲渡及び立替払いに関する事項
- (6) 決済代金に関する債権買戻及び支払取消又は留保等に関する事項
- (7) 決済会社から受領すべき金銭等の受領
- (8) 決済会社からの問い合わせ及び決済会社への問い合わせ対応に関する業務
- (9) 決済会社からの通知及び送付書類等の受領
- (10) 決済手段に係る料金の支払
- (11) 決済会社が購入者に対して請求するために必要な一切の手続きを行う業務
- (12) 上記業務に付随する一切の業務
- (13) その他、会員及び当社で合意し、決済会社が承認した業務

第4条 決済会社の追加

当社は、決済会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、決済会社の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。

第5条 売上承認の取得

会員は、コンテンツ等の販売又は提供の申込を購入者から受け付けたときは、当社所定の方法により、当社を代理人として、その全件について決済会社の売上承認を受けるものとします。決済会社の売上承認を得ないで通信販売を行った場合、当社及び決済会社は、代金等について一切の責任を負わないものとします。

第6条 売上情報

1. 会員は、コンテンツ等を発送又は提供したときは、当社が決済会社に提出する売上票又は売上請求データ等の売上情報を、当社所定の方法により、当社に提出するものとします。
2. 会員は、前項の売上情報を提出するに際し、コンテンツ等を購入者に発送又は提供した日を売上日とするものとします。
3. 会員は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとします。
 - (1) 現金の立替又は過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した売上情報以外の売上情報を記録すること
 - (2) 売上データを訂正すること

- (3) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること
- (4) 事実と異なる期日や架空又は水増しした代金等を記録する等の不実又は不正の売上情報を提出すること

第7条 売上請求

1. 当社が前条第1項に基づく売上情報を決済会社宛に送付し、当該売上情報が当社から決済会社に到着したときに、会員から決済会社に対して、当該売上情報に係る代金等の売上請求がなされたものとします。
2. 会員は、会員が前条第1項に基づく売上情報を、当社の別途定める期限内に決済会社に到着するよう当社に提出しなかったときは、決済会社が当該代金等の売上請求を拒否できること、及び当社が売上情報を決済会社に提出する義務を負わないことを承認するものとし、その場合、当該代金等の回収について当社及び決済会社は責任を負わないものとします。

第8条 トラストクライアント方式の利用

1. 当社は、当社と決済会社との間の契約に従い、会員に対し、コンテンツ等の販売又は提供（金額変更を含みます。以下同じ。）にあたり、購入者による、決済会社所定のパスワード等の認証情報の入力及び当該情報の決済会社への照会を要しない方式（以下「本方式」といいます。）を利用させることができるものとします。本方式の利用を希望する会員は、予め当社の承諾を得るものとし、当社所定の情報を当社に通知するものとします。
2. 会員は、本方式を利用する場合においても、決済会社が定める所定の認証を通過していない購入者に対してコンテンツ等の販売又は提供を行わないものとします。但し、当社及び決済会社が別途認める場合は除きます。

第9条 債権譲渡の不取扱い

購入者が、コンテンツ等の購入に関して、決済会社、当社又は会員に対し虚偽を申告した場合において、会員の責めに帰すべき事由がある場合、当社は、決済代金に係る債権譲渡を受け付けないものとします。また、当社が決済代金に係る債権譲渡を受け付けた後に、購入者が虚偽を申告し、又は虚偽の申告があったことが判明した場合、会員は、当社の請求に応じて、当該債権を買い戻すものとします。

決済会社規約等

決済会社名	規約名及び掲出場所
KDDI 株式会社	au PAY（au かんたん決済）利用規約 https://kantan.auone.jp/pdf/kantan_terms.pdf
ソフトバンク株式会社	ソフトバンクまとめて支払い（B）加盟店規約 https://terms.demae-can.co.jp/pdfs/demae-can_softbank_payment_terms/index.pdf
	オンライン決済 ASP 加盟店規約_ソフトバンクまとめて支払(B)向けクレジットカード決済 https://www.pay-chorus.com/terms/sbp(b)-credit_20200701.pdf
	ソフトバンクまとめて支払い（B） 利用におけるガイドライン https://www.pay-chorus.com/terms/sbp(b)-guide_ver1.3.2.pdf
株式会社NTT ドコモ・ フィナンシャル グループ	d 払い（ネット決済）包括加盟店規約 https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/corporation/corp-regulation/pdf/kameiten-kiyaku_3.pdf

※順不同。「決済会社名」欄に代表的な1社の商号のみを記載している場合があります。

以上

附則

2026 年 6 月 1 日制定・施行